

平成27年11月10日

総務大臣

山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成27年9月29日付け諮問第3075号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、事業用電気通信設備規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

意見募集期間:平成 27 年9月 30 日(水)から同年 10 月 29 日(木)まで
提出された御意見の件数:2件

	意見提出者	代表者氏名等	
1	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長兼 CEO	宮内 謙
2	個人	—	—

提出された御意見	考え方
<p>0AB-J IP 電話の品質要件見直しについて長らくご議論の上、整理いただき、関係規定の整備等いただいておりますことについて、御礼申し上げます。</p> <p>今回の 0AB-J IP 電話の品質要件の見直しについては、0AB-J IP 電話の利用拡大やサービスの多様化に資すると考えており、本意見募集の対象となっている省令案及び告示案に賛同いたします。</p> <p>一方で、0AB-J IP 電話について、優先制御されたサービスを必須条件としている利用者も多数存在しております。「サービス卸」をメインとして NGN の需要が急速に拡大する中、こうしたニーズに応えるためにも、NGN 上で優先制御機能が利用できるよう引き続き対応を進めていく所存です。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本改正案に賛同される御意見として承ります。</p>
<p>■事業用電気通信設備規則の改正について</p> <p>設備基準について法令で定め、安定性確保の義務についてその責任をより明確化する様な今回の改正を望ましいと考える。</p> <p>■昭和六十年郵政省告示第二百二十八号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)の改正について</p> <p>これについて、パケット損失率を現状の 5 倍 (6 条一において○・一→○・五、二において○・〇五→○・二五) とする改正については望ましくないものとする。</p> <p>何故ならここで品質の悪化が発生する恐れがあるからである。据え置きで良いのではないかと考える。</p> <p>■昭和六十年郵政省告示第二百二十八号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)</p> <p>第七条 (安定品質) について、この新設を望ましいと考える。</p> <p>安定品質について法令として定める事で事業者にその対応を求める事は品質の安定につながると考える。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>パケット損失率に関する御意見については、平成 27 年 9 月 8 日付け情報通信審議会答申(「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「0AB-J IP 電話の品質要件等」) のとおり、「0AB-J IP 電話の品質要件の在り方に関する研究会」において実施された音声評価実験の結果等から、改正案によるパケット損失率の基準値の緩和後も、引き続き 0AB-J IP 電話に求められている水準の品質を確保できると考えます。</p> <p>その他の御意見については、本改正案に賛同される御意見として承ります。</p>